香取市地域公共交通協議会 (第 29 回協議会資料)

<u></u> 旦 次

議事1	香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正について	2
報告1	香取市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の 進捗について	3

議事1

香取市地域公共交通協議会設置要綱等の改正について(協議)

現在香取市内において、道路運送法第78条に位置付けられている「自家用自動車による有償運送(以下、「自家用有償旅客運送」という。)」の事業展開を検討している特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」という。)が立ち上がろうとしている。

自家用有償旅客運送には、市町村が運行主体となる「<u>市町村運営有償運送</u>」、NPO 法人等が運行主体となる「<u>公共交通空白地有償運送</u>」、同じく NPO 法人等が運行主体となり要介護認定者や身体障害者等を輸送対象とする「<u>福祉有償運送</u>」があり、事業の立ち上げにあたっては、事業の必要性や収受する対価(運賃等)について、「地域における関係者の合意」が必要となる。

この「地域における関係者の合意」にあたっては、

• 市町村運営有償運送

- →地域公共交通会議
- ・公共交通空白地有償運送、福祉有償運送 →運営協議会

での協議が必要となるが、上記の「協議体」について、「地域公共交通会議」については、所掌事務の中で位置づけることにより、香取市地域公共 交通協議会が合意の場となっている。

「運営協議会」のうち、福祉有償運送にかかる協議体しては「香取市福祉有償運送運営協議会」があるが、公共交通空白地にかかる協議体は現在位置づけが無い。

このため、香取市地域公共交通協議会の設置要綱等を改正し、香取市地域公共交通協議会を自家用有償旅客運送に係る協議体としての位置づけを持たせることについて協議する。

●資料

※別添 1-1、1-2、1-3

報告1

香取市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の進捗に ついて

「香取市地域公共交通網形成計画」の策定に向け実施した、各種調査業務等の進捗状況を報告する。

●資料

※別添 2-1、2-2